

申請に必要な書類

☐ 養育医療給付申請書

☐ 養育医療意見書

※治療を受ける指定養育医療機関の
医師に記入してもらいます

☐ 世帯調書及び同意書

☐ 誓約書

☐ 委任状

☐ **前年度**の収入に関する証明

※世帯全員分

※源泉徴収票または納税証明書

※1月から6月までの間に申請する場合
は、**前々年度**の証明書

☐ お子さんの健康保険がわかる
書類（資格確認書等）

☐ こども医療費助成金受給者
証の写し

未熟児養育医療制度とは

未熟児養育医療は、出産時の体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟のまま出生した子どもで、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要がある子どもに対して、医療の給付を行う制度です。所得に応じて費用の一部負担があります。

※委任状によりこども医療費助成制度で相殺ができますので、こども医療費助成の手続きもおこなってください。

保険者負担	養育医療費	自己負担
8 割		2 割

育児について
ご相談がある方は、
保健師へご連絡
ください。



未熟児養育医療制度について



東村
福祉保健課

電話番号

0980-43-2202

対象者

東村に住所を有する未熟児で、次のいずれかの症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた者

1. 出生児体重2,000 g 以下のもの
2. 生活力が特に薄弱であって次にあげるいずれかの症状を示す者

ア 一般状態

- 運動不安、けいれんがあるもの
- 運動が異常に少ないもの

イ 体温が34℃以下のもの

ウ 呼吸器、循環器系

- 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
- 呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、または毎分30以下のもの
- 出血傾向の強いもの

エ 消化器系

- 生後24時間以上排便のないもの
- 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
- 血性吐物、血性便のあるもの

オ 黄疸

- 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

対象となる医療

指定養育医療機関で行う入院治療のうち

1. 保険適用となる診療や薬剤
2. 治療材料の支給
3. 医学的処置
4. 手術及びその他の治療
5. 病院または診療所への入院
6. 移送 など

が対象となります。



※未熟児の治療以外の治療、差額ベッド代、紙おむつ代などの保険適用外のもの
は対象となりません。

病院窓口で支払っていただく必要があります。

給付の決定

すべての書類がそろってから給付の可否を決定し、申請者及び医療機関に通知します。
承認された場合は医療券を発送します。



注意！

入院養育が必要と認められたら、**お子さまが入院中に申請**してください。

お子さまが**退院されてからでは申請できません**のでご注意ください。

内容に変更があった場合は手続きが必要です

☆ 住所の変更 ☆ 健康保険の変更 ☆ 受給者証の紛失等

☆ 世帯階層区分、扶養義務者等の変動

☆ 転院：申請書と転院する理由を書いた医師の意見書が必要

☆ 治療期間の延長：申請書と延長する理由を記載した医師の意見書が必要